**≪療養費支給申請の際の留意点≫**

1. 療養費について

医療機関等で健康保険の資格が確認できなかったときや、海外で診療を受けたとき、医師の指示でコルセットや治療用眼鏡等の治療用装具を製作・装着したときなどで、医療費や装具代の全額を自費で支払った場合に、負担割合に応じて「療養費」が支給されます。

2. 申請上の注意点

・ 被保険者等記号・番号は、マイナポータルや資格情報のお知らせを確認いただき、ご記入ください。
・ 通勤途中や仕事に起因する傷病は、健康保険の対象外です。（労災保険が適用されます）
・ 傷病の原因が交通事故などの第三者行為による場合は『第三者行為による傷病届』の提出が必要となります。
・ 提出された書類の返却は行いませんので、自治体から補助を受けるなどで提出した書類が必要となる場合は、お申し出ください。原本と相違ない旨の証明をした写しを、支給決定通知書とともに後日お送りいたします。

3. 提出書類

| 申請の種類 | 内容 | 提出書類 |
|---|---|---|
| 立替払 | ・医療機関を受診した際に、資格の確認ができず、全額自費で支払った場合 | ■療養費支給申請書<br>※受診者ごと、月ごと、医療機関ごと、入院外来ごとに1枚必要になります。<br>■領収証（原本）<br>■診療明細書（原本）または調剤明細書（原本） |
| 返還した医療費の払い戻し | ・以前に加入していた健康保険組合等の資格で誤って受診し、その医療費を返還した場合 | ■療養費支給申請書<br>※受診者ごと、月ごと、医療機関ごと、入院外来ごとに1枚必要になります。<br>■返還した医療費の領収証（原本）<br>■診療報酬明細書または調剤報酬明細書<br>※健康保険組合等から発行されたものを開封せずに提出してください。 |
| 治療用装具（コルセット等） | ・医師の指示で治療用装具を製作した場合 | ■療養費支給申請書<br>■領収証（原本）<br>※領収証の他に仕様書や明細書が発行されている場合は併せて提出してください。<br>■治療用装具製作指示装着証明書（原本）<br><br><u>靴型装具を製作した場合</u><br>■製作した装具の写真<br>※患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの |
| 弾性着衣等 | ・四肢のリンパ浮腫治療のために医師の指示で弾性着衣等を購入した場合 | ■療養費支給申請書<br>■領収証（原本）<br>※領収証の他に仕様書や明細書が発行されている場合は併せて提出してください。<br>■弾性着衣等装着指示書（原本） |
| 治療用眼鏡 | ・「弱視」「斜視」「先天性白内障術後の屈折矯正」のために医師の指示で治療用眼鏡等を作成した場合 | ■療養費支給申請書<br>■領収証（原本）<br>※但し書に治療用眼鏡代と記載があるもの<br>■弱視等治療用眼鏡作成指示書 |
| 輸血（生血代） | ・医師の判断により輸血を受けた場合 | ■療養費支給申請書<br>■生血代金の領収証（原本）<br>■医師の輸血証明書（原本） |
| 海外療養費<br>（*注1） | ・やむを得ず、海外で治療を受けた場合 | ■療養費支給申請書<br>※受診者ごと、月ごと、医療機関ごと、入院外来ごとに1枚必要になります。<br>■領収証（原本）<br>■領収明細書（原本）　*当組合HPに掲載の様式、独自様式のいずれも可<br>■診療内容明細書（原本）　*当組合HPに掲載の様式、独自様式のいずれも可<br>■海外に渡航した事実が確認できる書類<br>・パスポートの写し　・エアチケットの履歴　等<br>■海外の医療機関に対して診療内容等の照会を行うことの同意書（自署された原本） |

*注1　海外療養費の支給については、診療内容を日本の健康保険制度に基づく診療報酬体系にあてはめ、その内で健康保険負担分に相当する額が払い戻されます。よって<u>実際に支払った金額と払い戻される金額との間に大きな開きが生じる場合</u>があります。また、<u>やむを得ない受診に相当しないもの（治療目的での海外渡航等）、健康保険の適用外のもの（健康診断、予防接種、文書料等）は対象外です。</u>